

# 家計急変

令和8年8月9日

高校生保護者 様

純心女子高等学校  
校長 佐古 照美

## 令和8年度 長崎県私立高等学校等奨学給付金（家計急変）の申請について（ご案内）

保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力いただき、ありがとうございます。

長崎県では、保護者の失職等により家計が急変した世帯を対象に、授業料以外の教育費負担を軽減するため、「長崎県私立高等学校等奨学給付金（家計急変）」を支給しています。

### 【重要】

令和8年7月1日以前に家計が急変した世帯で、年額の給付を希望される場合は、必ず令和8年8月25日（火）までに申請が必要です。（この期限を過ぎると、家計急変の発生時期に関わらず申請時期に応じた月割り支給となります。）

添付書類の準備が間に合わない場合でも、8月25日までに申請書をご提出いただければ、添付書類は後日提出することが可能です。

---

### 1 対象となる可能性がある方

次のような理由により、保護者の収入が急激に減少した世帯

- ・ 失職
- ・ 廃業
- ・ その他、家計急変として認められる事情

※離婚、定年退職、正当な理由のない自己都合退職などは対象となりません。詳しくは同封の県案内をご確認ください。

---

### 2 配付書類

- ・ ① 令和8年度長崎県私立高等学校等奨学給付金について（家計急変）
- ・ ② 奨学給付金支給申請書
- ・ ③ 個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書

裏面に続く

### 3 提出書類

対象となる方は、次の書類をご提出ください。

- 奨学給付金支給申請書
- 個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書
- 家計急変を証明する書類
- その他必要書類

※申請書等の記入例は右の QR コードからご覧いただけます。



---

### 4 提出期限

学校提出期限

令和8年8月25日（火）【厳守】

提出先：純心女子高等学校 事務室

---

### 5 お問い合わせ

ご不明な点がございましたら、本校事務室（担当 辻井）までお問い合わせください。

TEL：095-844-1175

---

※ 保護者が長崎県以外の都道府県にお住まいの場合 ※

お住まいの都道府県にお問い合わせください。

他の都道府県へのお問い合わせは、高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧（文部科学省）  
をご参照ください。（右の QR コードから確認できます。）





～ 長崎県内の私立高等学校等に  
在学している生徒の保護者の皆様へ ～



## 令和 8 年度 長崎県私立高等学校等奨学給付金について（家計急変）

長崎県では、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するために、奨学給付金を支給します。

本制度は、保護者の失職等に伴い、収入が減少した家計急変世帯を対象とした給付の案内です。

### 1. 支給要件

■申請した翌月 1 日現在において、次のすべての要件を満たしていること

- ①日本国籍等\*を有する者
- ②平成 26 年 4 月 1 日以降に高等学校等に入学した生徒で、令和 8 年 7 月 1 日現在、在学しており、長崎県私立高等学校等就学支援金（「高校生等・新就学支援」若しくは「学び直しへの支援」による支援も含む）又は専攻科の生徒は長崎県私立学校授業料軽減補助金の支給対象要件に該当していること（授業料全額減免により受給していない場合を含む。）
- ③保護者が長崎県内に住所を有すること
- ④保護者の失職等による家計急変で、＜「道府県民税所得割」及び「市町村民税所得割」の合算額が表 1（専攻科の生徒は表 2）の区分に相当する世帯と認められる世帯の高校生等＞に該当する場合

※申請後、就職等状況に変更があった場合は申告してください。

\*日本国籍等・・・以下の（ア）～（キ）の者が対象となる

- （ア）日本国籍を有する者 （イ）特別永住者 （ウ）永住者
- （エ）日本人の配偶者等 （オ）永住者の配偶者等、
- （カ）定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、
- （キ）家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者（専攻科の生徒においては高等学校も含む）であって、卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

※①の要件について、以下に該当する生徒は、経過措置として令和 7 年度と同等の支給区分・金額において支援いたします。

- (1)長崎県私立高等学校等就学支援金で経過措置または、高校生等・新修学支援金としての認定を受けた生徒



(2)長崎県私立高等学校等就学支援金の学び直し支援における旧制度での認定を受けた生徒

(3)長崎県私立学校授業料軽減補助金において、旧制度での認定を受けた専攻科の生徒

※上記支給要件を満たしていても、以下のいずれかに該当する場合は支給対象となりません

- ・申請した翌月1日現在、休学している者（進級が見込まれ学校長の証明が得られる場合を除く）
- ・申請した翌月1日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(令和5年5月10日こ支家第47号)」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合
- ・他の都道府県から奨学のための給付金を受給する場合
- ・道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額による世帯区分の判定において、保護者の全員又は一部が道府県民税及び市町村民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に在住していない等の理由により、道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が確認できない場合

## 2. 支給金額

表1：全日制・定時制・通信制の高校生等の場合

| 区分                     |                         | 高校生等1人あたりの給付額【年額】    | 支給対象経費         |
|------------------------|-------------------------|----------------------|----------------|
| 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額 | ①0円（非課税世帯）              | 152,000<br>(52,100円) | 授業料以外の教育に必要な経費 |
|                        | ②100円以上105,500円未満の世帯    | 50,670円<br>(17,370円) |                |
|                        | ③105,500円以上182,500円未満世帯 | 38,000円<br>(13,030円) |                |

※定時制・通信制については表中の（）内の金額が給付額となります。

※新入生を対象とした早期給付を受給している場合は、年額から既支給額を差し引いて支給します。（年1回の支給となりますが、早期支給の受給者は今回の支給とあわせて1回とみなします。）



※7月以降に家計急変した世帯へは、申請した翌月から3月までの月数に応じて算定した額を給付します。ただし、申請した日が月の初日であるときは、その日の属する月以降の月数に応じて算定した額を給付します（例：8月1日に申請した場合（年額）×8/12の額、8月2日に申請した場合は（年額）×7/12の額）

表2：専攻科の高校生等

**本校は全日制（普通科）のため、  
専攻科の内容は対象外となります。**

### 3. 申請方法

学校が定める期限までに、次の提出書類を学校へ提出してください。

### 4. 提出書類

■申請書の記入にあたっては、申請書に添付されている「記入上の注意」をご覧ください。ただし記入例を参考のうえ、記入もれがないようにご注意ください。なお、家庭状況に応じて記載書類の他に関係書類を求める場合がございますのでご了承ください。



- 本申請においては、シャープペンシルや消せるボールペンは使用不可とします。
- 申請者が「生徒本人」である場合は、申請区分に関わらず、生徒本人の健康保険証の写しをご提出ください。
- 個人番号カードを有していない保護者等については、原則として個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書により個人番号を確認することができます。
- 個人番号による情報照会ができない場合は、所得課税証明書等の提出を求めることがあります。

保護者の失職等により収入が減少し、表1または表2の区分に相当すると認められる世帯に該当する場合

※離婚や定年退職、離職理由が「正当な理由のない自己都合退職（離職理由コード：4E、5E 離職番号：40、45、50、55）」等の場合は対象外

ア 長崎県私立高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第1号の1）

- ・保護者等に長崎県外に住所を有する者が含まれる場合は、長崎県内に住所を有する保護者等が申請すること

~~イ 在学証明書（様式第2号）~~

~~ウ 個人対象要件証明書（様式第10号）（専攻科の高校生等のみ）~~

エ 保護者等全員の収入が減少し、＜「道府県民税所得割」及び「市町村民税所得割」の合算額が表1または表2の区分に相当すると認められる世帯＞に相当することが確認できる書類

- ①個人番号利用目的同意書および個人番号提供書（様式第14号）
- ②保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類（離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業等届出など）
- ③家計急変後の収入を証明する書類（会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など）
- ④その他知事が必要と認める書類

※添付する書類については、個別にご相談ください。

~~オ 扶養親族申告書（様式第13号）（道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円以上264,500円未満で扶養する子が5人以上いる世帯として申請する場合のみ）~~

~~カ 通帳の写し~~

- ・~~申請者名義の口座~~
- ・~~口座振込先の金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が記載されているページの写し~~



【個人番号カードの提出が困難な場合】

※下記ウ、エについては、発行に手数料が発生します。

ア 長崎県私立高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第1号の2）

- ・保護者等に長崎県外に住所を有する者が含まれる場合は、長崎県内に住所を有する保護者等を申請者とする

~~イ 在学証明書（様式第2号）~~

ウ 住民票謄本（原本）

- ・住民票は筆頭者及び続柄を記載したものを添付すること
- ・対象となる生徒本人が、保護者等と別居し住民票を異動させている場合は、住民票除票（原本）も併せて添付すること

エ 保護者等全員の収入が減少し、＜「道府県民税所得割」及び「市町村民税所得割」の合算額が表1または表2の区分に相当すると認められる世帯＞に相当することが確認できる書類

- ①保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類（離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業等届出など）
- ②家計急変後の収入を証明する書類（会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など）
- ③保護者等全員の令和8年度（令和7年中の所得）の所得課税証明書（原本）
- ④その他知事が必要と認める書類

※添付する書類については、個別にご相談ください。

~~オ 個人対象要件証明書（様式第10号）（専攻科の高校生等のみ）~~

~~カ 扶養親族申告書（様式第13号）（道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円以上264,500円未満で扶養する子が2人以上いる世帯として申請する場合のみ）~~

~~キ 通帳の写し~~

~~申請者名義の口座~~

- ・~~口座振込先の金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が記載されているペー~~ジの写し

## 5. 支給方法等

■支給の可否については、各学校を通じてお知らせします。通知後、長崎県から各学校の口座に振り込みますが、その後の対応は学校によって異なります。

■支給金額の取り扱いにつきましては、各学校へお尋ねください。

## 6. 問い合わせ先

学校または長崎県総務部学事振興課までお尋ねください。

＜長崎県 総務部 学事振興課＞

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

電話 095-895-2282